

○廿日市市工事成績条件付一般競争入札試行要領

平成 2 6 年 6 月 2 7 日

要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、廿日市市建設工事競争入札取扱要綱（平成 2 0 年告示第 6 7 号。以下「入札取扱要綱」という。）第 1 7 条の規定に基づき、優良な企業の受注機会の確保を目的とする工事成績条件付一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 工事成績条件付一般競争入札の対象となる工事は、請負対象設計金額が 5, 0 0 0 万円以上の工事で、廿日市市競争入札参加者審査会が選定するものとする。

(入札に参加する者に必要な資格)

第 3 条 工事成績条件付一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 参加しようとする入札と同じ工種（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び水道施設工事の場合にあっては、当該 4 工種全ての工種とする。以下同じ。）の廿日市市建設工事成績評定要領（平成 2 0 年告示第 1 2 8 号。以下「評定要領」という。）に基づく当該入札公告日の属する前 2 年度間の平均工事成績評定点が 7 9 点以上であること。

(2) 参加しようとする入札と同じ工種の評定要領に基づく当該入札公告日の属する前年度の工事成績評定点が 6 5 点未満がないこと。

2 前項の資格には、別の事項を付加することを妨げない。

(その他)

第 4 条 この要領に定めのない事項については、関係要綱等に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 6 月 2 7 日から施行する。

附 則（平成 29 年 8 月 1 日）

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に入札公告を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 14 日）

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に入札公告を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 3 日）

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に入札公告を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 4 月 9 日）

この要領は、令和 3 年 4 月 9 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 31 日）

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 24 日）

この要領は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月 29 日）

この要領は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 22 日）

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 24 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に入札公告を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 26 日）

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 24 日から施行する。

- 2 この要領の施行の日前に入札公告を行ったものについては、なお従前の例による。